法人（法第四十条の七第二項第三号イ⑶に規定する外国子法人」と、同項各号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第三項中「当該」とあるのは「法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である」と、「他の外国関係会社（管理支配会社（同号イ⑷」とあるのは「他の外国関係法人（同項に規定する外国関係法人をいい、管理支配法人（同条第二項第三号イ⑷」と、「管理支配会社を」とあるのは「管理支配法人を」と、「部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社」とあるのは「部分対象外国関係法人（同条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人」と、同条第四項中「特定子会社（同号イ⑷」とあるのは「特定子法人（法第四十条の七第二項第三号イ⑷」と、「特定子会社を」とあるのは「特定子法人を」と、同項第一号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号ロ中「第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社」とあるのは「第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人（同項に規定する外国関係法人をいう。次項第三号イ⑴⑴において同じ。）」と、同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」とあるのは「第四十条の七第二項第三号ハ⑴」と、同項第七号中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第五項第一号及び第二号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号イ⑴中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号イ⑴⑴ⅱ中「管理支配会社等（法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配法人等（法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係法人のうち、部分対象外国関係法人」と、「他の外国関係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち部分対象外国関係法人」と、「当該他の外国関係会社」とあるのは「当該他の外国関係法人」と、同号イ⑵中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロからホまでの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同号ト⑴から⑶まで及び同号チ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と読み替えるものとする。

第二十五条の二十七第一項中「第二十四項」を「第二十五項」に改め、同条第二項中「第二十四項」を「第二十五項」に、「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第八項第二号ロ中「前条第七項第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同条第二十四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第二十五条の二十二の三第二十六項」を「第二十五条の二十二の三第二十八項」に、「第四十条の七第六項第十一号ヲ」を「第四十条の七第六項第十一号ル」を「第四十条の七第六項第十一号ヲ」に、「第二十五条の二十二の三第二十七項」を「第二十五条の二十二の三第二十九項」に、「同号ル」を「同号ヲ」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十五条の二十二の三第二十三項」を「第二十五条の二十二の三第二十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十五条の二十二の三第二十項及び第二十一項」を「第二十五条の二十二の三第二十二項及び第二十三項」に、「第十五項」を「第十六項」に、「同条第十七項又は第十九項」を「同条第十九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十五条の二十二の三第十九項」を「第二十五条の二十二の三第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十九項」に、「第二十五条の二十二の三第十七項」を「第二十五条の二十二の三第十九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十五条の二十二の三第十六項」を「第二十五条の二十二の三第十八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第二十五条の二十二の三第十五項の規定は部分対象外国関係法人に係る法第四十条の七第六項第七号の二イに規定する政令で定める金額について、第二十五条の二十二の三第十六項の規定は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規定する政令で定める金額について、それぞれ準用する。

第二十六条第三項中「同条第二十五項」を「同条第三十項」に改め、同条第三十項中「第二十五項第三号」を「第二十八項第三号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第三十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項中「第四十一条第十四項」を「第四十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十八項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項の次に次の三項を加える。

25　法第四十一条第十五項に規定する政令で定める金額は、同条第一項に規定する住宅の取得等で特別特定取得（同条第十四項に規定する特別特定取得をいう。第二十七項において同じ。）に該当するものに係る対価の額又は費用の額（同条第十三項の個人が当該住宅の取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）から当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一　当該居住用家屋又は既存住宅　これらの家屋の第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合

二　当該増改築等をした家屋　当該増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該増改築等に要した費用の額の占める割合

法第四十一条第十六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

26

一　法第四十一条第十六項の個人が同項に規定する居住年（以下この項において「居住年」という。）から九年目に該当する年において同条第十六項に規定する認定住宅の新築等（以下この項において「認定住宅の新築等」という。）に係る同条第十六項に規定する認定住宅借入金等（以下この項において「認定住宅借入金等」という。）の金額につき、同条第十項の規定により同条又は法第四十一条の二若しくは第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

二　法第四十一条第十六項の個人が居住年又はその翌年以後八年内のいずれかの年において認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額につき、同条第十項の規定により同条又は法第四十一条の二若しくは第四十一条の二の二の規定の適用を受けていた場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三　法第四十一条第十六項の個人が居住年以後十年間の各年において認定住宅の新築等に係る認定住宅借入金等の金額につき、同条の規定の適用を受けていなかつた場合であつて、居住年から十年目に該当する年以後居住年から十二年目に該当する年までの各年のいずれかの年において当該認定住宅の新築等に係る同項に規定する認定特別特定住宅借入金等の金額につき、その者の選択により、同項の規定の適用を受けようとする場合

27

法第四十一条第十七項に規定する政令で定める金額は、同条第十項に規定する認定住宅の新築等で特別特定取得に該当するものに係る対価の額（同条第十六項の個人が当該認定住宅の新築等をした家屋のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該認定住宅の新築等に係る対価の額に、当該家屋の第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）から当該認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

第二十六条の三第三項中「、十三年内」を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六項の規定により同条の規定の適用を受ける場合には十一年内とする。」に改め、「その適用に係る同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅及び同条第一項に規定する土地等に関する事項並びに当該居住の用に供した年月日についての」を削り、「当該申請に係る」を「次の各号に掲げる」に改め、「対し当該」の下に「各号に掲げる事項についての」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該居住の用に供した年月日